

介護分野におけるICTの活用について

介護ソフト

請求業務等、介護サービス施設・事業所での業務を支援するソフトウェア。

【具体的な活用例】

- 利用者情報の管理
- アセスメント記録の作成・管理
- 具体的なサービス内容の記録
- 事業所内外での情報共有
- ケアプランの管理
- 介護報酬請求
- その他の業務支援（シフト表作成、計算書類作成、給与管理等）

必要な情報通信機器等



タブレット端末



パソコン

等



施設・事業所内の通信環境

期待する効果

○記録業務の例

利用者情報の管理

アセスメント記録

ケアプランの管理

サービス内容記録

介護報酬請求

⋮

①各記録で共通な項目が転記不要となる環境の実現

【具体的な効果例】

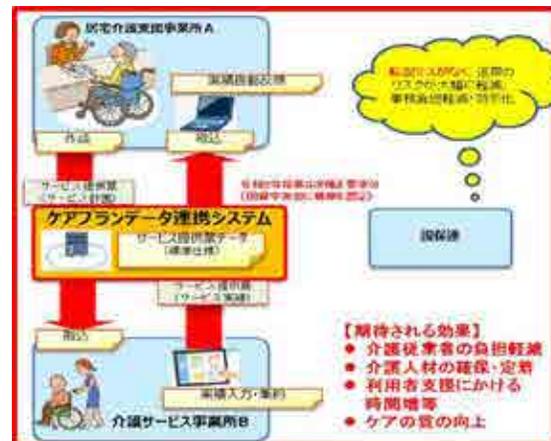
- 転記による事務負担軽減
- 記録時間の削減
- 転記誤りの削減
- 心理的負担の軽減
- データ管理による文書量削減

②事業所内外の情報共有の円滑化

【具体的な効果例】

- 事業所内の申し合わせの効率化
- 事業所間のケアプランのデータ連携

※複数の介護ソフトの組み合わせにより実現する場合もあり得る。



ICT導入支援事業【地域医療介護総合確保基金（介護従業者確保分）】

目的・・・ICTを活用した介護サービス事業所の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図る。

実施主体・・・都道府県

補助要件

- 記録、情報共有、請求の各業務が転記不要（一気通貫）
- （居宅系サービス等）ケアマネ事業所とのデータ連携のために「ケアプラン連携標準仕様」を実装した介護ソフトである
- LIFEによる情報収集・フィードバックに協力
- 導入事業所による他事業所からの照会対応
- 導入計画の作成と、導入効果報告（2年間） 等

令和4年度予算案 地域医療介護総合確保基金 137.4億円の内数

- 以下のいずれかの要件を満たす場合は補助率を3/4に拡充（導入計画等で確認）

- 事業所間でケアプランのデータ連携で負担軽減を実現
- LIFEの「CSV連携仕様」を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施等
- **ICT導入計画で文書量を半減(R4年度拡充)**
- **ケアプランデータ連携システムの利用(R4年度拡充)**



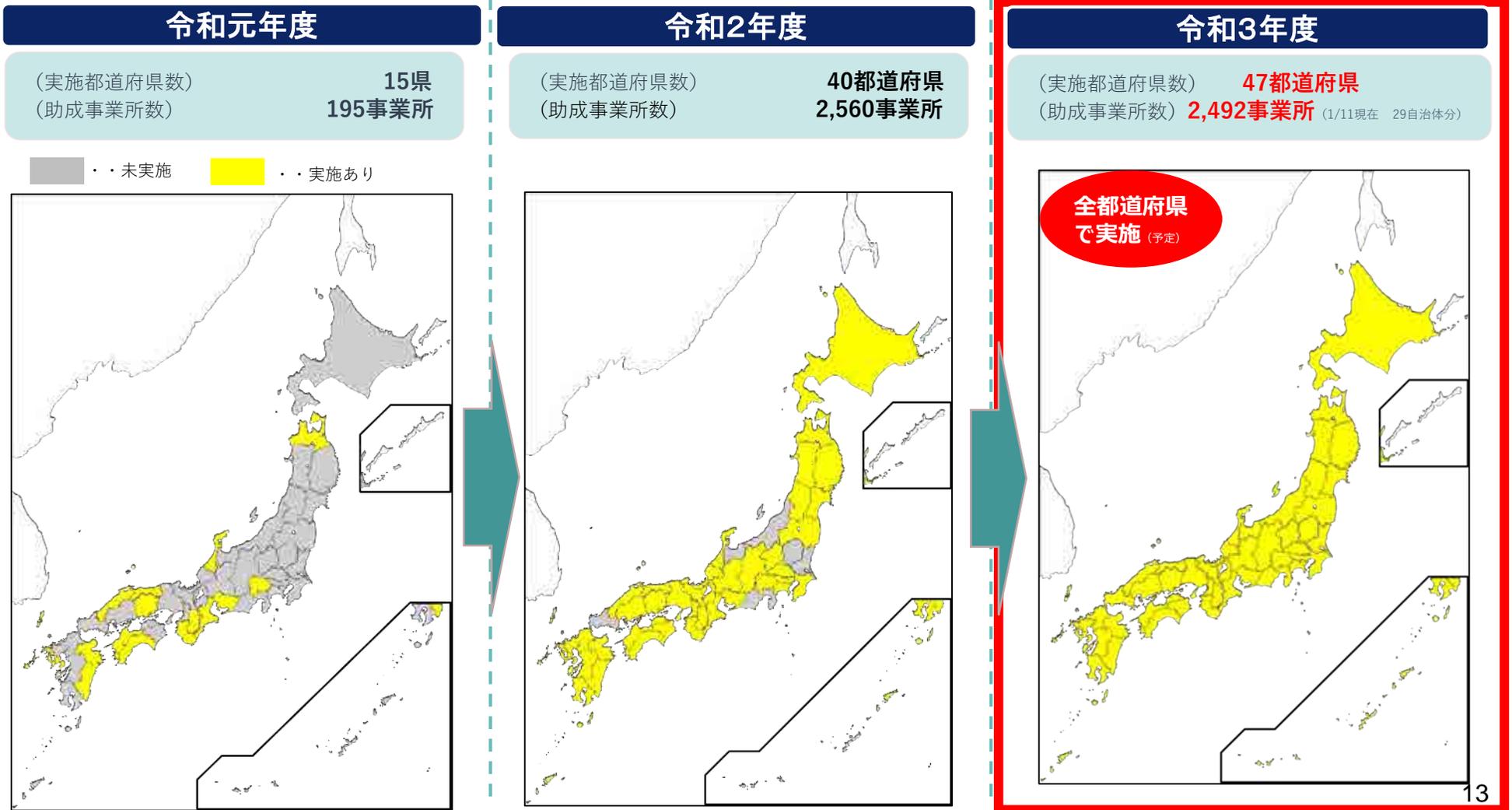
※ケアプランデータ連携システム・・・令和2年度第三次補正予算により国保中央会に構築中。

年度	補助上限額	補助率	補助対象
元年度	30万円 (事業費60万円)	1/2 国2/6、都道府県1/6 事業者3/6	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護ソフト ● タブレット端末 ● スマートフォン ● インカム ● クラウドサービス ● 他事業者からの照会経費等
2年度	事業所規模（職員数）に応じて設定 <ul style="list-style-type: none"> ● 1～10人 50万円 ● 11～20人 80万円 ● 21～30人 100万円 ● 31人～ 130万円 	都道府県が設定 <small>※事業者負担を入れることが条件</small>	上記に加え <ul style="list-style-type: none"> ● Wi-Fi機器の購入設置 ● 業務効率化に資するバックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）
		当初	
		1次補正	
3次補正	一定の要件を満たす場合は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定	それ以外の場合は、1/2を下限に都道府県の裁量により設定	上記に加え <ul style="list-style-type: none"> ● ケアプランデータ連携システムの利用率
4年度			

※令和2年度（当初予算）以降の拡充分は令和5年度までの実施

ICT導入支援事業の実施状況(令和元年度～令和3年度)

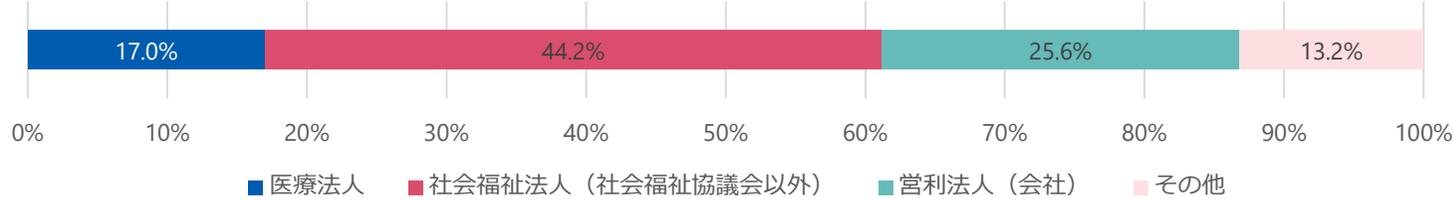
- ICT導入支援事業の実施自治体数は、令和元年度 **15県**、令和2年度 **40都道府県**と増加し、令和3年度においては、**全ての**都道府県において実施が予定※されている。
- 助成事業所数(令和元年度195事業所→**令和2年度2,560事業所**)が大幅に増加 ※ 実施予定の県及び地域医療確保総合確保基金以外の財源で実施する予定の県を含む。



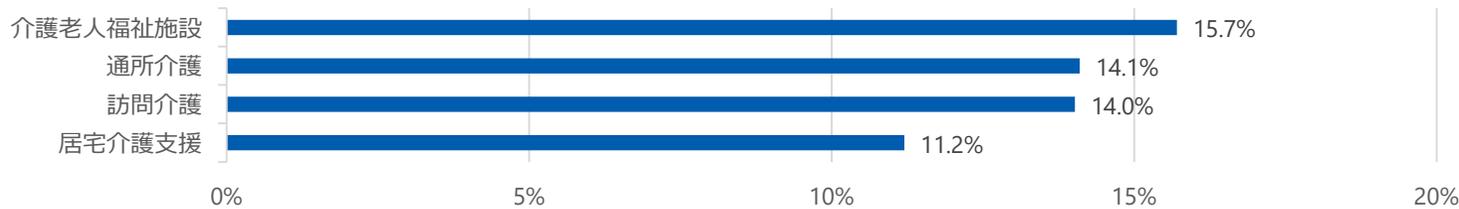
令和2年度ICT導入支援事業 導入効果報告まとめ

基本情報

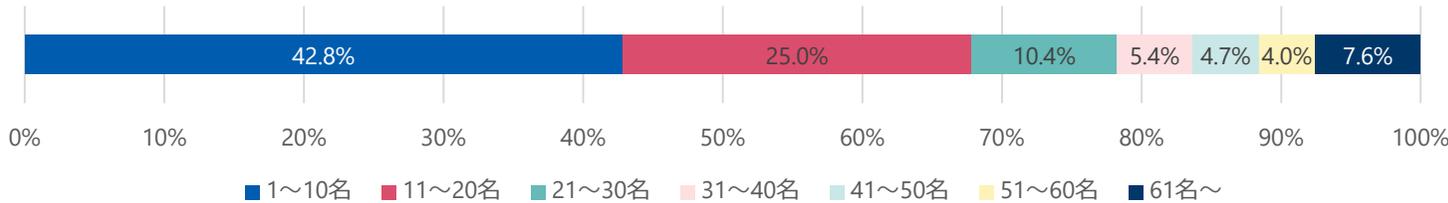
法人種別 N=2553事業所



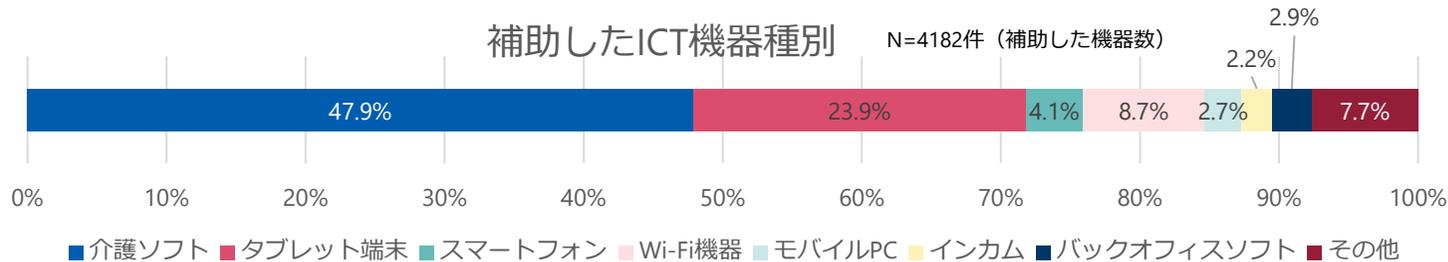
サービス種別 N=2553事業所
10%以上のサービスのみ抜粋



職員数 N=2553事業所

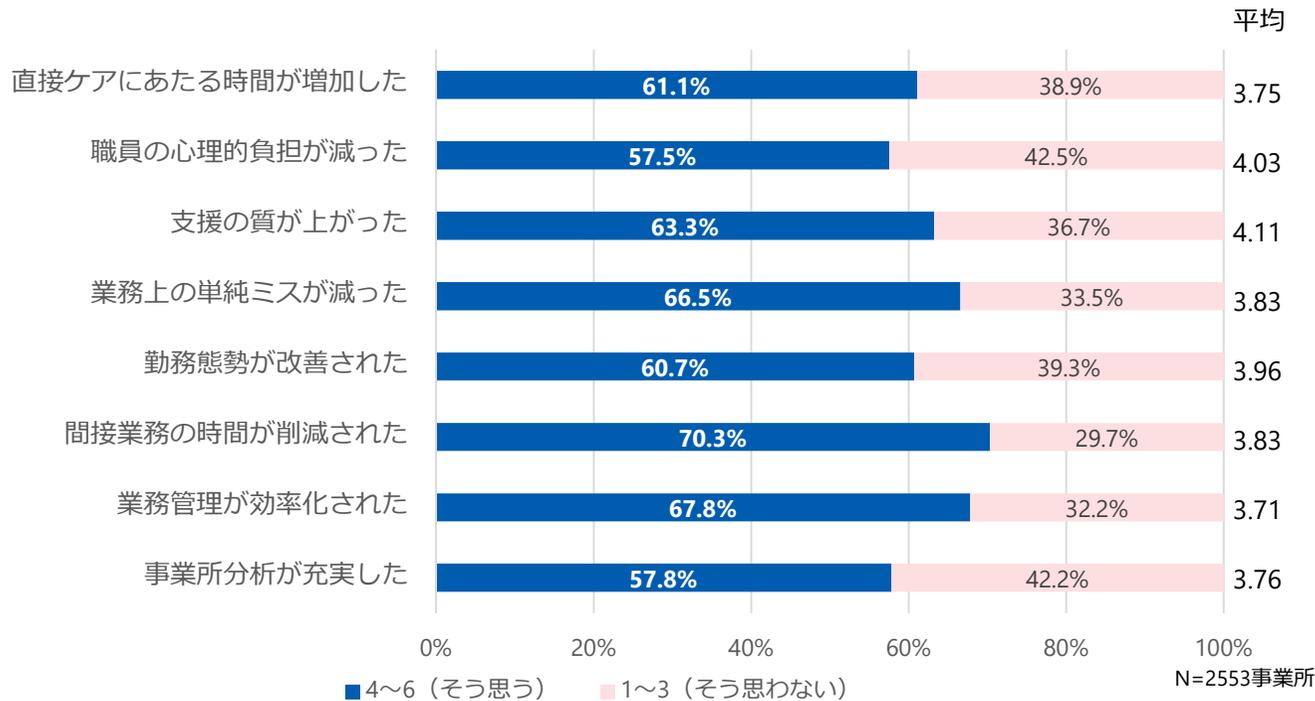


補助したICT機器種別 N=4182件（補助した機器数）



都道府県名	事業所数
01北海道	162
02青森県	10
03岩手県	39
04宮城県	14
05秋田県	11
06山形県	30
07福島県	30
10群馬県	8
11埼玉県	4
12千葉県	19
13東京都	230
14神奈川県	199
17石川県	32
18福井県	64
19山梨県	21
20長野県	5
21岐阜県	261
23愛知県	266
24三重県	71
25滋賀県	42
26京都市	24
27大阪府	86
28兵庫県	94
29奈良県	17
30和歌山県	25
31鳥取県	44
32島根県	24
33岡山県	8
34広島県	29
36徳島県	23
38愛媛県	71
39高知県	49
40福岡県	295
41佐賀県	20
42長崎県	7
43熊本県	37
44大分県	63
45宮崎県	43
46鹿児島県	83
合計	2560

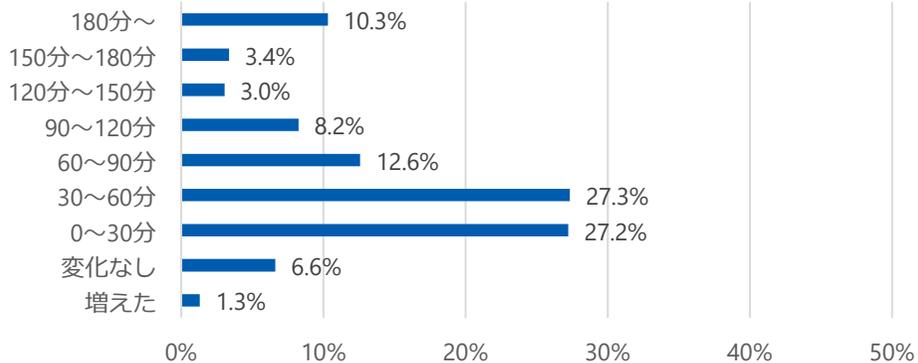
ICT導入の効果



※ 間接業務・・・情報の記録・入力や各種会議など、利用者とは直接接しない形で行う業務

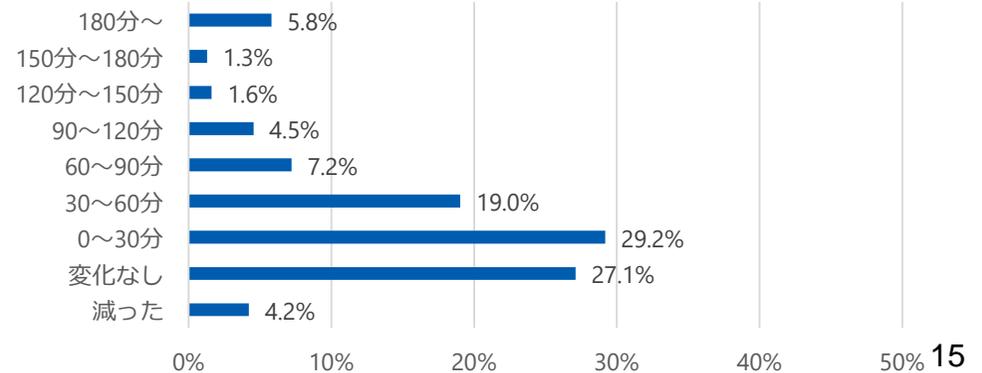
削減した間接業務時間

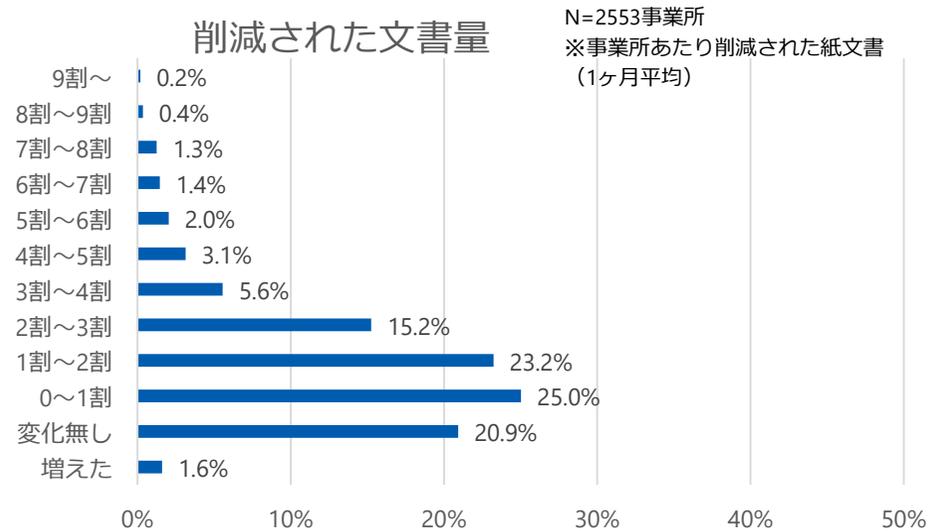
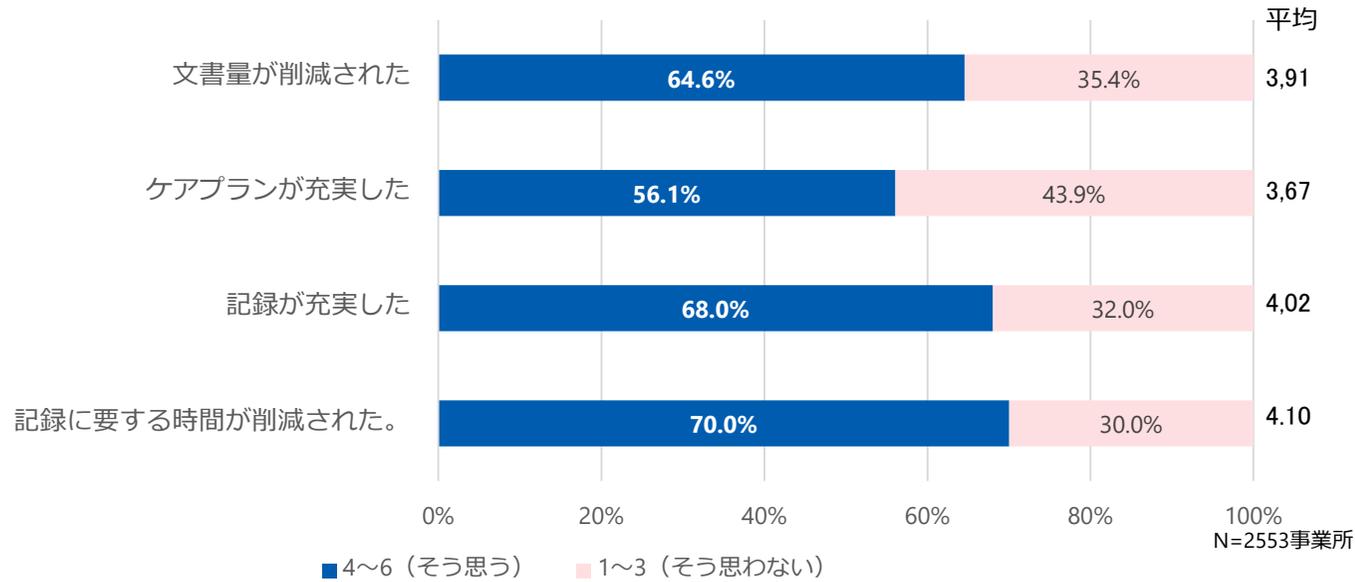
N=2553事業所
 ※職員1人あたり1月平均



増加した直接ケア時間

N=2553事業所
 ※職員1人あたり1月平均





介護サービス施設・事業所調査の見直しについて

- 介護事業者から内閣府「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」に、「介護サービス施設・事業所調査」の調査項目と、介護保険法に基づく「情報公表制度」の内容が重複し回答負担が大きい、と御意見があった。
- 「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）では、介護保険法に基づく情報公表制度を活用し、介護サービス施設・事業所調査の調査自体や調査項目の統廃合を図る（令和4年度に措置）ことが求められている。
- よって、令和4年度より、介護保険法に基づく情報公表制度の情報から、調査に必要なものを抽出し、それを活用することで回答者の負担を軽減する。

【介護サービス施設・事業所調査の見直し案】

① 情報公表制度等の情報をあらかじめ調査票に印字し配布

引き続き本調査において把握が必要な項目のうち、従事者数など情報公表制度等から得られる情報について、あらかじめ調査票に印字して配布（いわゆるプレプリント）し、調査時点で更新の必要がある情報のみ書き換えを依頼

② 調査項目の削減

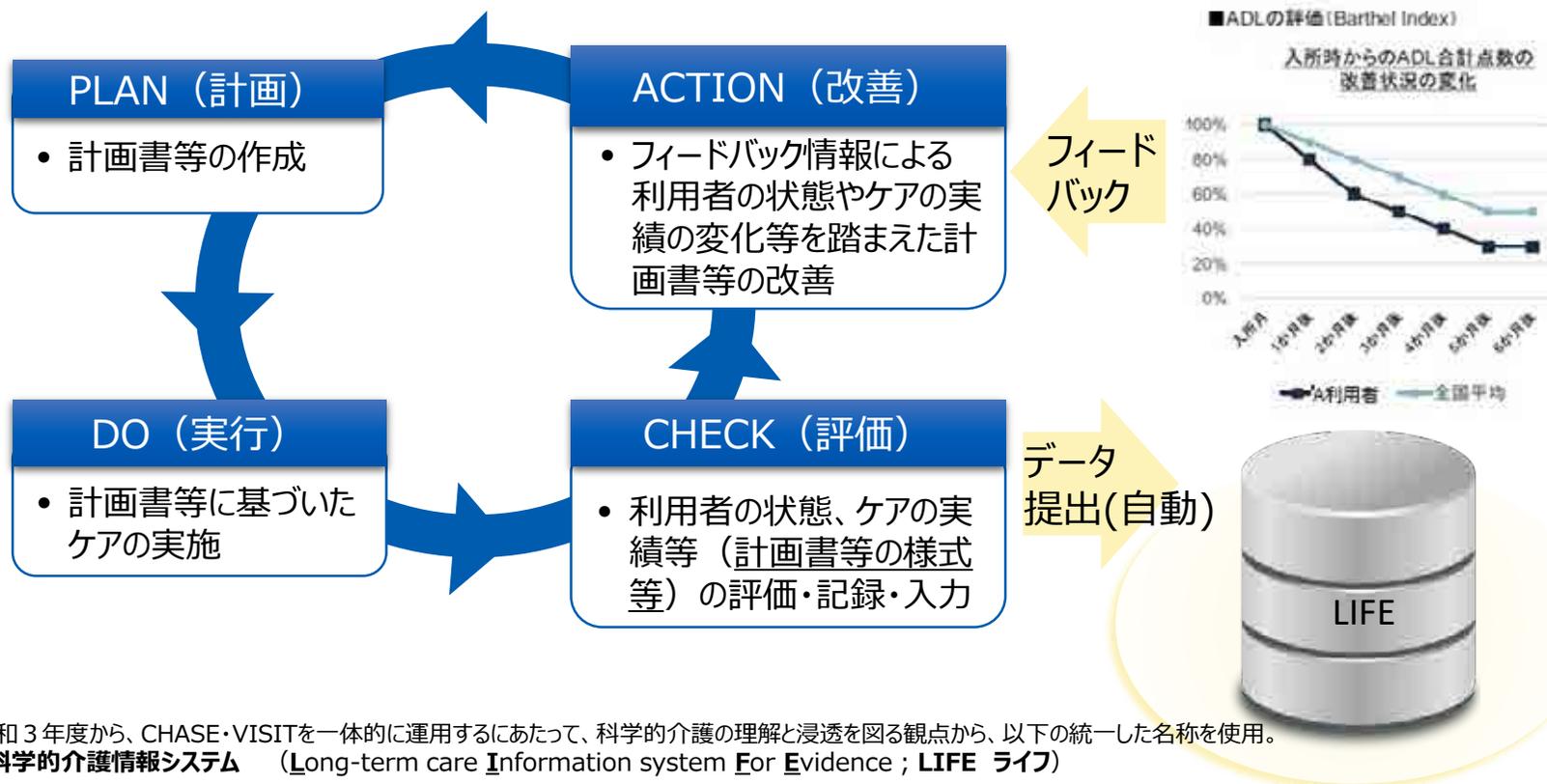
情報公表制度から得られる情報について、毎年情報が更新される性質ではない項目（定員等）について、本調査から削除

③ オンライン調査の促進

オンライン調査に必要な電子調査票を令和4年度に開発し、令和5年調査から導入

LIFE (VISIT・CHASE)による科学的介護の推進(イメージ)

- 計画書の作成等を要件とするプロセス加算において実施するPDCAサイクルの中で、
- これまでの取組み等の過程で計画書等を作成し、ケアを実施するとともに、
 - その計画書等の内容をデータ連携により大きな負荷なくデータを送信し、
 - 同時にフィードバックを受けることにより、利用者の状態やケアの実績の変化等を踏まえた計画書の改善等を行うことで、
- データに基づくさらなるPDCAサイクルを推進し、ケアの質の向上につなげる。



※ 令和3年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を使用。
科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; LIFE ライフ)